

2018年8月

お客さま各位

興産信用金庫

## 外国送金取引を行うお客さまへのお願い

平素より興産信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、2018年2月に金融庁より「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表され、これに基づき金融機関では「マネロン・テロ資金供与」に対して適切な対応が求められるようになりました。

当金庫におきましても、同ガイドラインの趣旨を踏まえて、ご送金内容のご説明や資料の提示をお願いする場合がございます。

お客様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

### ◆お客さまへのお願い

○海外に送金を行うお客さま

- ・ご依頼人さまの職業や事業内容、受取人さまとのご関係を確認させて頂くことがあります。
- ・送金目的の確認資料（契約書、注文書、インボイス等）のご提示をお願い致します。
- ・ご送金資金の原資に関し、その内容を証明する書類を確認させて頂くことがあります。（他行通帳、借入書、収入証明書等）  
また、ご提示頂いた書類については、原則、記録若しくは写しをとらせていただきます。
- ・依頼にご協力いただけない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

○海外からの送金をお受け取りになるお客様

- ・ご送金のお受け取り理由・確認資料のご提示をお願いする場合がございます。また、借入金等による資金調達である場合には、国内における資金使途（不動産購入、会社設立など）についての確認資料をご提示下さい。